

千載集総索引	滝沢貞夫編	笠間書院
千載和歌集	片野達郎 松野陽一校注	岩波書店
新古今和歌集	田中裕 赤瀬信吾校注	岩波書店
新古今和歌集	久松潜一 山崎敏夫	岩波書店
	後藤重郎校注	
新古今和歌集	峯村文人	小学館
新古今和歌集	新潮日本古典集成	新潮社
歌論集	日本古典文学全集	小学館
万葉集	日本古典文学大系	岩波書店
万葉集	日本古典文学全集	小学館
源氏物語	玉上琢弥	角川書店
今昔物語集	日本古典文学大系	岩波書店
今昔物語集	日本古典文学全集	小学館
古本説話集	新日本古典文学大系	岩波書店
大鏡	橘純一	武蔵野書院
新編国歌大観		角川書店
古語大辞典	中田祝夫編監修	小学館

〔平成十年十一月三十日受理〕

- 「色に出づなゆめ」 (古今)
- 「あだにちるな」 (後撰)
- 「あらがふなゆめ」 (後撰)
- 「あだに散らすな」 (拾遺)
- 「ゆめ恋しき人に逢見すな」 (拾遺)
- 「ゆめいふな」 (後拾遺)
- 「ゆめゆめこの事をもらすな」 (金葉詞書)
- 「忘れだにすな」 (新古今)

〈作者〉 〈成立〉 〈作品成立の背景〉は紙数の都合で割愛する。

おわりに

昭和五十年三月『国語国文 薩摩路 第十九号』掲載の論文『古今集』の〈な……そ〉について」の末尾に、「『古今集』『新古今集』の「な……そ」「……な」を見て行くと懇願的な禁止の意の場合といわゆる終助詞としての禁止の意の場合とが見られる。この問題については今後検討して行きたい」と記した。

爾来、歌集としては『万葉集』、八代集、歌物語としては『伊勢物語』『平仲物語』、日記文学としては『土佐日記』『蜻蛉日記』『和泉式部日記』『紫式部日記』『更級日記』『讃岐典侍日記』『十六夜日記』、『古事記』『日本書紀』『御伽草子』、物語として『夜の寝覚』『落窪物語』『曾我物語』『平家物語』、随筆文学として『枕草子』『徒然草』等の用例を収集して検討してきた。

かなりの用例を見ているうちに、動作主の欲求を表す終助詞「……な」は、通説として「禁止を表す」となっているが、韻文の場合、作者の呼びかける対象、詠みての状況、男性から女性へ、

女性から男性へ、女性同士など対人関係によって「禁止のニュアンスに微妙な相違」があるように思われる。この微妙な状況を味読することによって作品の理解も深まると考える。

物語、日記文学等散文の場合、動作主が権力を持った絶対的な立場に立つときの欲求表現は威圧的禁止になり、逆の場合は、動作の及ぶ相手に対して制止の意を含みつつ懇ろに願望望む表現になり、「禁止のニュアンスに微妙な状況」が見られる。

今回は、「八代集の禁止表現（「……な」）を集約した。

本稿をまとめるに当たって多くの方の研究書、論文等から示唆をいただいた。厚くお礼申し上げます。なお大方のご教示を仰ぐ次第である。

主要な参考文献

古今集総索引	西下経一 滝沢貞夫編	明治書院
古今和歌集	日本古典文学大系	岩波書店
古今和歌集	小島憲之 新井栄蔵校注	岩波書店
古今和歌集	日本古典文学全集	小学館
古今和歌集	日本古典全書	朝日新聞社
後撰和歌集全釈	木船重昭	笠間書院
後撰和歌集	片桐洋一	岩波書店
拾遺和歌集	小町谷照彦校注	岩波書店
後拾遺和歌集	久保田淳 平田喜信校注	岩波書店
後拾遺和歌集総索引	本文・校異・索引・研究	清文堂
金葉和歌集総索引	編集代表 増田繁夫	清文堂
金葉和歌集 詞花和歌集	川村晃生 柏木由夫	岩波書店千載
	工藤重矩校注	

4 部立て

春九首、夏五首、秋七首、冬二首、離別一六首、羈旅七首、恋二六首、雑一八首、雑春三首、相模歌二首、物名二首、神祇歌一首、釈教歌一首

多い順に列記すると、「恋」二六首、「雑」一八首、「離別」一七首、「春」九首、「羈旅」八首、「秋」七首、「夏」六首、「雑春」三首、「冬」二首、相模歌二首、「物名」二首、釈教歌一首となる。

5 「……な」を含む文節

① 「終止形」＋「……な」 九八例

② 「複合動詞」＋「……な」 七例

「思ひ乱る」(後撰)、「逢見す」、「朝ぎよめす」(拾遺)、「おもひわする」(後拾遺)、「おもひ忘る」(後拾遺)、「ふゆごもりす」(金葉)、「思ひわする」(新古今)

③ 同じ動詞がよく用いられている。三回以上用いられているものを挙げる。いずれも動作・作用があったら困る動詞である。

○ 〈忘る〉 〈おもひわする〉 は二六例。このなかで懇願の気持ちを含めて禁止するものは一八例

「忘るな」	(後撰)	五例
「忘るなよ」	(拾遺)	二例
「忘るな」	(拾遺)	一例
「おもひわするな」	(後拾遺)	一例
「おもひ忘るな」	(後拾遺)	一例
「わするなよ」	(後拾遺)	二例
「わするな」	(金葉)	二例

「わするなよ」 (金葉) 一例

「おもひわするな」 (詞花) 一例

「忘るな」 (千載) 一例

「忘るなよ」 (千載) 三例

「わするな」 (新古今) 三例

「思ひわするなよ」 (新古今) 一例

「忘るなよ」 (新古今) 三例

「忘れだにすな」 (新古今) 一例

○ 〈語る〉

六例は、懇願の気持ちを含めて禁止するもの。

「語るな」 (古今) 一例

「語るな」 (拾遺) 二例

「語るな」 (後拾遺) 一例

「語るな」 (金葉) 二例

「語るな」 (新古今) 三例

「語るなよ」 (新古今) 一例

○ 〈もらす〉

三例は、懇願の気持ちを含めて禁止するもの。

「もらすな」 (古今墨) 一例

「もらすな」 (金葉) 一例

「もらすな」 (新古今) 四例

○ 〈折ら(折らす)〉 四例

○ 〈ながめす〉 〈おもふ〉 〈おもがはりすな〉 〈いふ〉 〈知らす〉 三例

6 「……な」を含む文節前後に、詠み手の対象に対する動作を、強く表現する単語が若干見られる。

一〇例

六例

禁止の意を表わす

古今(五) 後撰(五) 拾遺(九) 後拾遺(四) 金葉
(七) 詞花(二) 千載(四) 新古今(九) 合計 四五例

九八例中に「懇願の気持ちを含めて禁止する」と解される用例は五三例で五四%を占める。『詞花和歌集』のみ「懇願の気持ちの意を表わす」用例がない。

「禁止の意を表す」用例がほとんどであろうと予想していたが「懇願の気持ちを含めて禁止する」用例が五割余である。

(二)

懇願の気持ちを含めて禁止すると解されるものの状況

① 作者に苦悩、嘆きの心情、思いやり、あわれに思う心情、切々たる深い思い等があるために、かわりのあるものに対して制止の意を含みつつ懇ろに願望む意があると解されるもの

古今(六)、後撰(八)、拾遺(三)、後拾遺(六)、金葉(五)、
詞花(〇)、千載(二)、新古今(一〇) 合計 四〇例

② 作者になんらかの関係のある動作が予定されているために他に対して制止の意を含みつつ懇ろに願望む意があると解されるもの

古今(〇)、後撰(三)、拾遺(一)、後拾遺(〇)、金葉(〇)、
詞花(〇)、千載(二)、新古今(二) 合計 八例

③ 作者の心情が対象と同じような状況にあるために、制止の意を含みつつ他に対して懇ろに願望む意があると解されるもの

古今(〇)、後撰(〇)、拾遺(〇)、後拾遺(〇)、金葉(〇)、

詞花(〇)、千載(〇)、新古今(一) 合計 一例

④ 作者に事象の展開が予想できるために制止の意を含みつつ感情的に懇願する意があると解されるもの

古今(〇)、後撰(〇)、拾遺(一)、後拾遺(〇)、金葉(〇)、
詞花(〇)、千載(〇)、新古今(三) 合計 四例

「懇願の気持ちを含めて禁止すると解されるもの」は五三例である。

① 「作者に苦悩、嘆きの心情、思いやり、あわれに思う心情、切々たる深い思い等があるために、かわりのあるものに対して制止の意を含みつつ懇ろに願望む意があると解されるもの」が四〇例を占め、七五%である。

② 「作者になんらかの関係のある動作が予定されているために他に対して制止の意を含みつつ懇ろに願望む意があると解されるもの」は一八例で一五%である。

③ 「作者が感情的に対象と同じような状況にあるために、制止の意を含みつつ他に対して懇ろに願望む意があると解されるもの」はわずか一例である。

④ 「作者に事象の展開が予想できるために制止の意を含みつつ感情的に懇願する意があると解されるもの」四例で五%である。

3 作者の禁止している対象

「人」に関するものが五七首でいちばん多く六〇%、「自然に関するもの」が一五首で一六%、「植物」に関するものが一四首一五%、「動物」に関するものが五首、「神」「仏陀」「夢」その他が四首で、「人」を対象にしたものが、九五首中に五二首で最も多い。

まとめ

1 禁止表現

「終止形・な(終助詞)」

二五例

○懇願の気持ちを含めて禁止すると解されるもの

一六例

- 用例一・二・三・四・五・六・八・一一・一三・一五・一六・一七・二〇・二二・二二・二四

○禁止の意を表すと解されるもの

九例

用例七・九・一〇・一二・一四・一八・一九・二三・二五

2 作者は、式子内親王(用例一・九)・摂政太政大臣(二・一〇)

- ・花園左大臣室(三)・定家朝臣(四)・大藏卿行宗(五)・俊成(六・二三)・遊女妙(七)・素覚法師(八)・よみ人しらず(一一・一三・一八)・右大臣(二二)・正三位経家(一四)・伊勢(一五)・和泉式部(一六)・馬内侍(一七)・小侍従(一九)・家隆朝臣(二〇)・有家(二二)・慈鎮(二三・二五)・太上天皇(二四)

3 部立ては、春歌(用例一・二)・秋歌(三)・離別歌(四・五)

- ・羈旅歌(六・七・八)・恋歌(九・一〇・一一・一二・一三・一四・一五・一六・一七・一八・一九・二〇)・雑歌(二二・二二)・神祇歌(二三・二四)・釈教歌(二五)である。懇願の気持ちを含めて禁止する用例は「恋歌」に多い。

4 作者が懇願の気持ちを含めて禁止している対象は、「軒端の梅」

- (用例一)、「帰雁」(二)・「菊の花」(三)・「別れ行く人」(四)・「とをき国へまかりける人」(五)・「雄鳥のとまや」(六)・「あすか川」(八)・「つれなかりける女」(一一)・「をさふる袖」(二三)・「忍びたる人」(二五)・「君」(一六)「男」(二

〇)・「あまねき御代」(二二)・「月」(二三)・「神」(二四)であり、一六首中に「人」に関するものが七首と多い。

作者が禁止している対象は「世をいとふ人」(七)・「つげの枕」(九)・「初時雨」(一〇)・「袖の上」(一一)「天の河瀬」(二四)・「忍ぶ仲の人」(二七・一八)・「男」(一九)・「七の社」(二三)・「出家の人」(二五)と九首である。

八代集の禁止表現(「……な」集約)

1 「……な」が占める割合

歌集名	歌	詞書	全歌数
古今	一一	〇	一一一
後撰	一四	二	一四二五
拾遺	一四	〇	一三五一
後拾遺	一〇	〇	一一一八
金葉	一一	一	七二七
詞花	二	〇	四一五
千載	八	〇	一二八八
新古今	二五	〇	一九七八
合計	九五	三	九五〇三

それぞれの歌集の中で「……な」が占める割合は1%程度である。「な……そ」と同程度である。

2 禁止表現の状況

- (一) 懇願の気持ちを含めて禁止する
古今(六)、後撰(一一)、拾遺(五)、後拾遺(六)、金葉(五)、千載(四)、新古今(一六) 合計 五三例

用例六 九三三「たちかへり又もきて見ん松島や雄島のとまや浪にあらずな 皇太后大夫俊成」(巻第十 羈旅歌)

用例七 九七九「返し 世をいとふ人としきけばかりの宿に心とむな思ふばかりぞ 遊女妙」(巻第十 羈旅歌)

用例八 九八六「泊瀬に詣でて帰さに、飛鳥川のほとりに宿りて待ける夜、よみ侍ける故郷に帰らむことはあすか川わたらぬさきに淵瀬たがふな 素覚法師」(巻第十 羈旅歌)

用例九 一〇三六「わが恋は知る人もなし堰く床の涙もらすなつげのを枕 式子内親王」(巻第十一 恋歌二)

用例一〇 一〇八七「左大将に侍ける時、家に百首歌合し侍けるに、忍恋の心を もらすなよ雲ある峰の初時雨木の葉は下に色かはるとも 摂政太政大臣」(巻第十二 恋歌二)

用例一一 一一〇三「大納言成通文つかはしけれどつれなかりける女を、後の世まで恨み残るべきよし申しければ 玉章のかよふばかりになぐさめて後の世までの恨みのこすな よみ人しらず」(巻第十二 恋歌二)

用例一二 一一一一「入道前関白右大臣に侍ける時、百首歌の中に忍ぶる歌 ちらすなよしの葉ぐさのかりにても露かゝるべき袖の上かは 皇太后宮大夫俊成」(巻第十二 恋歌二)

用例一三 一一二二「恋歌とてよめる しのぶあまりおつる涙を堰きかへしをさふる袖ようき名もらすな よみ人しらず」(巻第十二 恋歌二)

用例一四 一一二九「隔河忍恋といふことを しのぶあまり天の河瀬にことよせんせめては秋を忘れだにすな 正三位経家」(巻第十二 恋歌二)

用例一五 一一五九「忍びたる人とふたりして 夢とて人にかた

るな知るといへば手枕ならぬ枕だにせず 伊勢」(巻第十三 恋歌三)

用例一六 一一六〇「枕だに知らねばいはじ見しまゝに君かたるなよ春の夜の夢 和泉式部」(巻第十三 恋歌三)

用例一七 一一六一「忘れて人にかたるなうた、ねの夢見てのちもながからじよを 馬内侍」(巻第十三 恋歌三)

用例一八 一一六五「題しらず かりそめに伏見の野への草枕露か、りきと人にかたるな 読人しらず」(巻第十三 恋歌三)

用例一九 一二七七「題しらず つらきをも恨みぬわれにならふなようき身を知らぬ人もこそあれ 小侍従」(巻第十三 恋歌三)

用例二〇 一二七九「忘るなよいまは心のかはるとも馴れしその夜の有明けの月 家隆朝臣」(巻第十四 恋歌四)

用例二一 一四七八「千五百番歌合に 春の雨のあまねき御代をたのむかな霜に枯れゆく草葉もらすな 有家朝臣」(巻第十六 雑歌上)

用例二二 一五〇九「永治元年、讓位近くなりて、夜もすがら月を見てよみ侍ける 忘れじよ忘るなどだにいひてまし雲井の月の心ありせば 皇太后宮大夫俊成」(巻第十六 雑歌上)

用例二三 一九〇三「述懐の心を わがたのむ七の社のゆふだすきかけても六の道にかへすな」(巻第十九 神祇歌)

用例二四 一九一一「熊野の本宮焼けて、年の内に遷宮しにまいりて 契あればうれしきかゝるおりにあひぬ忘るな神も行くすゑの空 太上天皇」(巻第十九 神祇歌)

用例二五 一九四三「化城喻品 化作大城郭 おもふなよ憂き世の中をいでてやどるおくにも宿は有けり」(巻第二十 釈教歌)

用例五 四九七「百首歌よみ侍ける時、別れの心をよみ侍りける別れても心へだつな旅衣いくゑかさなる山路なりとも 藤原定家」
(巻第七 離別歌)

用例六 八三九「忘るなよ世、のちぎりを菅原や伏見の里の有明の空 皇太后大夫俊成」(巻第十三 恋歌三)

用例七 九九六「都を離れてとをくまかること侍ける時、月を見てよみ侍ける あかなくにまたもこの世にめぐり来ば面変わりすな山の端の月 法印静賢」(巻第十六 雑歌上)

用例八 一〇二二「撰政右大臣家に百首歌よませ侍ける時、月の歌の中によめる この世にて六十はなれぬ秋の月死出の山路も面変はりすな 俊恵法師」(巻第十六 雑歌上)

禁止

1 禁止表現

○懇願の気持ちを含めて禁止すると解されるもの

四例

用例四九六・四九七・九九六・一〇二二

「四九六・四九七」は、作者に何らかの関係のある動作の予定がある場合に、制止の意を含みつつ懇ろに願望む状況下で用いられている。

「九九六・一〇二二」の「な」は、作者に深い思いがあるために他に対して制止の意を含みつつ懇ろに願望む状況下で用いられている。

○禁止の意を表すと解されるもの

四例

用例三八四・四八一・四八八・八三九

2 作者は、源俊頼朝臣(二首)、天台座主源心、右衛門督頼実、藤原定家、皇太后宮大夫俊成、法印静賢、俊恵法師。よみ人知ら

ずはない。

3 部立ては、冬歌(三八四)、離別歌(四八一・四八八・四九六・四九七)、恋歌(八三九)、雑歌上(九九六・一〇二二)であり、離別歌が五割を占める。()は歌番号。

4 作者が禁止している対象は、「野辺のけしき」(三八四)、「都に残る人」(四八一)、「法会に来た人」(四八八)、「二世かけて契つた人」(八三九)である。

作者が懇願の気持ちを含めて禁止している対象は、「旅立ちを見送る人」(四九六)、「旅立つ人」(四九七)、「山の端の月」(九九六)、「秋の月」(一〇二二)であり、人事にかかわるものが四首中に二首、全体では、八首中五首が「人」に関するものである。

「新古今和歌集」

「終止形・な(終助詞)」

歌 二五例

用例一 五二「百首歌たてまつりに、春歌 ながめつるけふはむかしになりぬとも軒端の梅はわれをわするな 式子内親王」(巻第一 春歌上)

用例二 六一「帰雁を 忘るなよたのむの沢をたつ雁も稲葉の風の秋の夕暮 撰政太政大臣」(巻第一 春歌上)

用例三 五〇八「鳥羽院御時、内裏より菊をめしけるに、たてまつると結びつけける 九重にうつろひぬとも菊の花もとのまがきを思ひわするな 花園左大臣室」(巻第五 秋歌下)

用例四 八九一「わするなよ宿る袂はかはるともかたみにしほるよはの月かけ 定家朝臣」(巻第九 離別歌)

用例五 八九四「とをき国へまかりける人につかはしける 別れ路は雲井になりぬともそなたの風のたよりすぐすな 大藏卿行宗」(巻第九 離別歌)

まとめ

1 禁止表現

○懇願の気持ちを含めて禁止すると解されるもの

用例四・五・六・七・一一

五例

この用例は、作者が心情的になんらかの苦悩があるために、他に対して制止の意を含みつつ懇ろに願う望む状況下で用いられている。

○禁止の意を表すと解されるもの

用例一・二・三・八・九・一〇・一二(詞書)

七例

- 2 作者は経信卿母、春宮大夫公実、菅野為言、権中納言国信、権中納言通俊、田口重如、摂政左大臣、律師慶、源俊頼朝臣(二首)、源信宗朝臣、読人不知であり、集中した状況はない。

- 3 部立ては、春(一首)、夏(三首)、秋(二首)、別(三首)、恋(二首、詞書)、雑(二首、連歌)であり、集中した傾向は見られない。

- 4 作者が禁止している対象は、「桃の花」「小野の里人」「牽牛星」「女郎花」「風」「時鳥」「周防の内侍」である。

作者が懇願の気持ちを含めて禁止している対象は、五首中四首は「人」であり、「意中の人」「公実」「逢った人」「弥陀」である。いずれも自然・人事の多岐にわたる。

『詞花和歌集』

「終止形・な(終助詞)」

歌 二例

用例一 二五九「いと^ほおしくし侍ける童の大僧正行尊がもとへまかりにければ、いひつかはしける うぐひすは木伝ふ花のえだにても谷の古巢をおもひわするな 律師仁祐」(巻第八 恋下)

用例二 二七五「播磨守に侍ける時、三月ばかりに舟よりのぼり侍けるに、津の国に山路といふところに、参議為通朝臣塩湯浴みて侍と聞きてつかはしける ながるすなみやこの花もさきぬらん我もなにゆへいそぐ綱手ぞ 平忠盛朝臣」(巻第九 雑上)

まとめ

○禁止の意を表すと解されるもの

用例一・二

- 1 作者は、律師仁祐、平忠盛朝臣。
- 2 部立ては、恋下と雑上。
- 3 作者が禁止している対象は「うぐひす」、懇願の気持ちを含めて禁止している対象は、「参議為通朝臣」である。それぞれ一首ずつである。

『千載和歌集』

「終止形・な(終助詞)」

歌 八例

用例一 三八四「あけぬとも猶あき風はをとづれて野辺のけしきよおもがはりすな 源俊頼朝臣」(巻第六 冬歌)

用例二 四八一「忘るなよ帰る山路に跡たえて日数は雪の降りつもとも 源俊頼朝臣」(巻第七 離別歌)

用例三 四八八「人の法会行ひける導師に越前国にまかりて、上りなむとする時、かの国の願主別れ惜しみけるによめる ながらへてあるべき身と思はねば忘るなどだにこそ契らぬ 天台座王源心」(巻第七 離別歌)

用例四 四九六「人に饞し侍けるあか月よみ侍ける 忘るなよ婁捨山の月見てもみやこをいづる有明の空 右衛門督頼実」(巻第七 離別歌)

3 部立ては、春(六一・七〇)、秋(三五四)、恋(六一一)、雑(八八五・八九一・一一〇二・一一五五・一一六五・一二〇一)であり、「雑」の歌が多い。

4 作者が懇願の気持ちを含めて禁止している対象は、「夢の中の人」「人」「昔馴染みの女房」「清少納言と親密な人」「共に花を尋ねる人」、作者が禁止している対象は「帰る雁」「菊の花」「花」「為頼・長能」であり、対象は「人」が多い。

「金葉和歌集」歌 一一例 詞書 一例

「終止形・な(終助詞)」

用例二・三・四・五・六・七・八・九・一〇・一一・一二(詞書)

「連体形・な(終助詞)」

一例

用例一

用例一 七四「三月三日、百花をみてよめる やまがつのそのふにたてるも、のはなすけるなこれをうへてみけるも 経信卿母」

(巻第一 春部)

用例二 一〇三「鳥羽ノ殿にて、人卯ノ花の歌よみけるに ゆきのいろをうばひてさけるうのはなにをの、さと人ふゆごもりすな

東宮大夫公実」(巻第二 夏部)

用例三 一六〇「宇治へまかりけるに、みちにたごの水ひきけるを見て、かくなんと申ければ、入道前太政大臣みにまかりたりけるに、水もみえざりければ、いかにとたづねけるに、七月七日にあたりたりければよめる ひく水もけふたなばたにかしてけりあまの河瀬にふなひすなとて 菅野為言」(巻第三 秋部)

用例四 三五五「百首ノ歌の中に、わかれのこゝろを けふはさはたちわかるともたよりあらばありやなしやのなさけわするな 権

中納言国信」(巻第六 別部)

用例五 三五九「経平大弐にてくだる時、ぐしてまかりける日、公実のもとへつかはしける さしのぼるあさ日にきみをおもひいでんかたぶく月にわれをわするな 権中納言通俊」(巻第六 別部)

用例六 四四四「題読人不知 あふことはゆめばかりにてやみにしをさこそみしかと人にかたるな」(巻第八 恋部下)

用例七 六三七「つゐにおちいりける程によめる たゆみなくこゝろをかくる弥陀ほとけひとやりならぬちかひたがふな 田口重如」

(巻第十 雑部下)

用例八 七三四「女郎花をよめる をみなへしよのまの風ををれふしてけさしら露に心おかるな 撰政左大臣」(巻第三 秋部)

用例九 八五二「蓑むしのむめのはな咲きたる枝にあるを見てむめの花がさきたるみのむし まへなるわらはのつけける 雨よりは風ふくなどやおもふらん 律師慶新暹」(巻第十 雑部下)

用例一〇 九九四「時鳥驚夢といへることをよめる またずてふ

我名はたてじ時鳥なきおこしつと人にかたるな 源俊頼朝臣」(諸本拾遺 巻二 夏部)

用例一一 一〇〇九「九月十三夜のこころを 百首ノ歌ノ中に、別ノ心を わするなよかへるやまぢにあとたえてひかずはゆきのふりつもるとも 俊頼朝臣」(諸本拾遺 巻六 別離部)

用例一二 四七六「周防ノ内侍したしくなりてのち、ゆめゆめこの事もらすなど申ければ あはぬ夜はまどろむことのあらばこそ夢にもみきと人にかたらめ 源信宗朝臣」(巻第八 恋部下)

い。

『後拾遺和歌集』

歌 一〇例

用例一 六一「太皇太后宮東三条にてきさきにた、せ給けるに家の紅梅をうつしうへられて侍ける花のさかりにしのひてまかりていとおもしろく咲たる枝にむすひつけ侍ける かはかりの匂ひなりと梅ノ花しつかかきねをおもひわするな 弁ノめのと」(巻第一 春上)

用例二 七〇「と、まらぬ心そみえんかへるかり花のさかりを人にかたるな 馬ノ内侍」(巻第一 春上)

用例三 三五四「屏風絵に菊ノ花さきたる家にたかすへたる人のやとる所をよめる かりにこむ人におらるなきくの花うつろひはてん末までも見ん 大中臣能宣ノ朝臣」(巻第五 秋下)

用例四 六一「おとこのはしめて人のもとにつかはしけるにかはりてよめる おほめくなたれともなくてよひよひに夢にみえけん我その人 和泉式部」(巻第十一 恋一)

用例五 八八五「くま野へまいるとて人のもとにいひつかはしける わするなよわするときはみくまの、浦のはまゆふ恨かさねん道命法師」(巻第十五 雑一)

用例六 一一〇二「後冷泉院御子ノ宮と申ける時うへのおのことも一品の宮の女房ともろともに桜の花を見てあそひけるに古中宮の出羽も侍とき、てつかはしける 花さかり春のみ山の曙におもひ忘るな秋の夕くれ 源為善ノ朝臣」(巻第十九 雑五)

用例七 一一五五「陸奥ノ守則光藏人にて侍ける時いもせなといひつけてかたらひ侍けるに里へ出たらんほとに人々の尋んにありかなつけそといひて里へまかりいて、侍けるを人々のせめてせうとなれはしるらんとあるはいか、すへきといひをこせて侍ける返事にめ

をつ、みてつかはしたりければ則光心ももえていかにせよとあるそとまうてきて侍ければよめる かつきするあまのありかをそこなりゆめいふなどやめをくはせん 清少納言」(巻第十九 雑五)

用例八 一一六五「今よりはあらふる心ましますな花のみやこにやしろめためつ 此ノ歌は或人ノ云ク世の中さはかしょう侍ければ舟をかの北にいま宮といふ神をいはひておほやけも神馬奉り給となんいひつたへたる」(巻第二十 雑六)

用例九 一二〇一「また散らぬ花もやあると尋みんあなかまはし風にしらすな 藤原実方ノ朝臣」(巻第二十 雑六)

用例一〇 八九二「春の比為頼長能などあひともに歌よみ侍りけるに、けふことをはわするなといひわたりて後、朝臣身まかりて又のとしの春長能かもとにつかはしける いかなれや花の匂ひもかはらぬを過ぎにし春の恋しかるらん 中務卿ノ具平親王」(巻第十五 雑一)

1 禁止表現の状況

歌 九例 詞書 一例

○懇願の気持ちを含めて禁止すると解されるもの

用例一・四・五・六・七・八

この六例は、作者の苦悩のために、また、作者に関係のある動作が予定されているために、かかわりのあるものに制止の意を含みつつ懇ろに願い望む場合の用例である。

○禁止の意を表すと解されるもの

四例

用例二・三・九・一〇

2 作者は、弁めのと、馬内侍、大中臣能宣朝臣、和泉式部、道命法師、源為善朝臣、清少納言、藤原長能、藤原実方朝臣、中務卿具平親王である。男性が多い。

すな 大中臣能宣(巻第一 春)

用例二 六六「天曆御時歌合に あしひきの山隠れなる桜花散り
残れりと風に知らるな 小式命婦」(巻第一 春)

用例三 一五八「くちなしのいろをぞ頼む女郎花にめでつと人に
語るな 小野宮太政大臣」(巻第三 秋)

用例四 一六四「題知らず 秋の野の花の名立てに女郎花かりに
のみ来む人に折らるな 伊勢」(巻第三 秋)

用例五 三〇六「題知らず 忘るなよ別れ路に生ふる葛の葉の秋
風吹かば今帰り来む よみ人知らず」(巻第六 別)

用例六 三一九「信濃の国に下りける人のもとに遣はしける 月
影は飽かず見るとも更級の山の麓に長居すな君 貫之」(巻第六・
別)

用例七 四一〇「をしあゆ はしたかのをき餌にせんとかまへた
るをしあゆかすな鼠とるべく 輔相」(巻第七 物名)

用例八 四六九「大江為基がもとに売りにまうで来たりける鏡の
包みたりける紙に書きつけて侍ける 今日までと見るに涙のます鏡
なれにし影を人に語るな よみ人知らず」(巻第八 雑上)

用例九 四七〇「橘の忠幹が人のむすめにしので物言ひ侍ける
頃、遠き所にまかり侍とて、この女のもとに言ひ遣はしける 忘る
なよほどは雲井に成ぬとも空行月の廻あふまで」(巻第八 雑上)

用例一〇 七〇九「夢よゆめ恋しき人に逢ひ見すなさめての後に
わびしかりけり」(巻第八 雑上)

用例一一 七五六「題知らず 思ふなと君は言へども逢ふ事はい
つと知りてか我が恋ひざらん 人麿」(巻第十二 恋二)

用例一二 一〇〇六「流され侍ける時、家の梅の花を見て 東風
吹かばにほひをこせよ梅の花主なしとて春を忘るな 贈太政大臣」

(巻第十六 雑春)

用例一三 一〇五四「故慶式部の親王の女、伊勢が腹に侍けるが、
近き所に侍に、瓶に挿したる花を贈るとて 久しかれあだに散るな
と桜花瓶に挿せれど移ろひにけり 貫之」(巻第十六 雑春)

用例一四 一〇五五「延喜御時、南殿に散り積み侍ける花を見て
殿守の伴の御奴心あらばこの春許朝ぎよめすな 源公忠朝臣」
(巻第十六 雑春)

1 禁止表現の状況

一四例

歌 一四例

○懇願の気持ちを含めて禁止すると解されるもの

五例

用例三・五・八・九・一四

○禁止の意を表すと解されるもの

九例

用例一・二・四・六・七・一〇・一一・一二・一三

2 作者は、大中臣能宣(用例一)、小式命婦(二)、小野宮太政大
臣(三)、伊勢(四)、よみ人知らず(五・八・九・一〇)、貫之
(六・一三)、輔相(七)、人麿(一一)、贈太政大臣(一二)、源
公忠朝臣(一四)であり、『古今集』『後撰集』同様、よみ人知ら
ずの歌に多い。

3 部立ては、春(用例一・二)、秋(三、四)、別(五・六)、物
名(七)、雑(八・九・一〇)、恋(一一)、雑春(一二・一三・
一四)と多岐にわたっている。

4 作者が懇願の気持ちを含めて禁止している対象は、「女郎花」
(用例三)、「別れを惜しむ人」(五)、「鏡」(八)、「しのびて物言
ひ侍ける女」(九)、「殿守の伴御奴」(一四)である。作者が禁止
している対象は「梅、桜花、女郎花、信濃の国に下りける人、鷹
狩りをする人、夢、恋する人、梅の花、親王の女」と「人」が多

み岩瀬の森の言はじとぞ思 元方」(巻第十四 恋六)

用例一〇 一一八三「返し 檜の葉の葉守の神のましけるを知ら
ぞ折りし崇りなざるな 枇杷左大臣」(巻第十六 雑二)

用例一一 一二九八「題しらず 我も思ふ人も忘るなありそ海の
浦吹く風の止む時もなく ひとしき子のみこ」(巻第十八 雑四)

用例一二 一三二〇「京に侍ける女子を、いかなる事か侍けん、
心うしとて、留め置きて、因幡の国へまかりければ 打捨てて君
しいなばの露の身は消えぬ許ぞ有とたのむなむすめ」(巻第十九
離別 鞆旅)

用例一三 一三二三「同じ家に久しう侍ける女の、美濃の国に親
の侍ける、とぶらひにまかりけるに 今はとて立帰ゆくふるさと
の不破の関路に都忘るな 藤原きよたゞ」(巻第十九 鞆旅)

用例一四・一五「一三三四 平のたかとおが、いやしき名をとり
て、人の国へまかりけるに、『忘るな』と言へりければ、たかと
をが妻の言へる 忘るなと言ふにながる、涙河うき名をす、く瀬
ともならなん」(巻第十九 離別 鞆旅)

用例一六 一三四九「遠き所にまかるとて、女のもとにつかはし
ける 忘れじとことに結びて別るればあひ見むまでは思ひ乱るな
貫之」(巻第十九 鞆旅)

まとめ

1 禁止表現の状況

歌 一四例 詞書 二例

○懇願の気持ちを含めて禁止すると解されるもの 一〇例

用例四・五・八・九(詞書)・一〇・一一・一二・一三・一四
(詞書)・一五・一六

「四・五・一六」は、作者に関係のある動作が予定されている
ために、かわりのある者に制止の意を含みつつ懇ろに願望望む
「な(終助詞)」である。

「八・九・一〇・一一・一二・一三・一四(詞書)」は、作者
に、深く切々たる思い、苦悩、離別の悲しみ、嘆きに耐える心情
等があるために、かわりのあるものに対して制止の意を含みつ
つ、懇ろに願望望む「な(終助詞)」である。

○禁止の意を表すと解されるもの

五例

用例一・二・三・六・七・

2 作者は、よみ人知らず(五首)、つらゆき、平定文、藤原滋幹、
元方、枇杷左大臣藤原きよたゞ、平たかとをの妻、貫之、むすめ
である。よみ人知らずの五首は、『古今和歌集』と同数である。

3 部立ては、春下(八二・一二〇)、夏(一六二・一八三)、冬
(五〇二)、恋二(六九五)、恋三(七八二)、恋四(八〇二)、恋
六(一〇三三)、雑二(一一八三)、離別・鞆旅(一三二〇・一三
一三・一三三四・一三三九)であり、「恋」「離別」の歌に多い。

4 作者が懇願の気持ちを含めて禁止している対象は、「女子持て
侍りける人」(四)・「女」(五・一〇・一六)、「あひ知りて侍け
る人」(八)、「人」(九)・「忍ぶ人」(一一)・「君」(一二)・
「同じ家に久しう侍りける女」(一三)・「平たかとをが妻」(一四
・一五)の二例。すべて対象は「人」。作者が禁止している対
象は「中務」(一)・「藤の花」(二)、「女」(三)・「浪」(六)
の五例。

『拾遺和歌集』

歌 一四例

用例一 三二「匂をば風に添ふとも梅花色さへあやなあだに散ら

#158

1 禁止表現の状況

墨滅歌 一例

一〇例

○懇願の気持ちを含めて禁止すると解されるもの

六例

用例三・四・五・六・七・八

作者に深く切々たる思い(三)、苦悩(四・五・六・七・八)等があるために、かかわりのあるものに対して制止の意を含みつつ懇ろに願望を望む用例である。

○禁止の意を表すと解されるもの

五例

用例一・二・九・一〇・墨滅歌

2 作者は、よみ人しらず(用例一・四・五・七・八)・僧正遍昭

(二)・貫之(三)・躬常(六)・壬生忠岑(九)・相模歌(一〇)・ある人(墨滅歌)。恋歌は「よみ人しらず」に多い。五割を占める。

3 部立ては、夏(用例一)・秋(二)・離別(三)・恋(四・五・

六・七・八)・雑(九)・相模歌(一〇)・物名(墨滅歌)であ

る。作者の、深く切々たる思い、苦悩等があるために、かかわりのあるものに対して禁止の意を含みつつ懇ろに願望を望む用例は「恋歌」に多い。

4 作者が懇願の気持ちを含めて禁止している対象は、「陸奥国へ

まかりける人」(三)・「人目を忍ぶ恋の相手」(四・五・六)・「忘れなむ」と思う人(八)・「住吉神社に参詣した人」(九)、作者の禁止している対象は「ほととぎす」(一)・「をみなへし」(二)・「采女」(七)・(墨滅)・「こよろぎの磯」の波(一〇)である。

【後撰和歌集】

一六例

歌 一四例 詞書 二例

用例一 八二「桜の花の瓶にさせりけるが散りけるを見て、中務につかはしける ひさしかれあだに散るなど桜花瓶に挿せれどうつろひにけり つらゆき」(巻第三 春下)

用例二 一二〇「題しらず わがやどの影ともたのむ藤の花立ち寄り来とも浪に折らるな よみ人も」(巻第三 春下)

用例三 一六二「ゆふだすきかけてもいふなあだひとの葵てふ名はみそぎにぞせし よみ人知らず」(巻第四 夏)

用例四 一八三「女子持て侍ける人に、思心持てつかはしけるふた葉よりわがしめゆひなでしこの花のさかりを人に折らすなよみ人しらず」(巻第四 夏)

用例五 五〇二「冬の池に住む鳩鳥のつれなくも下に通はむ人に知らすな よみ人知らず」(巻第三 冬)

用例六 六九五「人を思かけてつかはしける 浜千鳥たのむを知れとふみそむる跡うち消つな我を越す浪 平定文」(巻第十 恋二)

用例七 七八一「夜ゐに女にあひて、「かならず後に逢はん」と誓言を立てさせて、朝につかはしける ちはやぶる神ひきかけて誓ひてし言もゆ、しくあらがふなゆめ 藤原滋幹」(巻第十一 恋三)

用例八 八〇一「あひ知りて侍ける人の近江の方へまかりければ関越えて粟津の森のあはずとも清水に見えし影を忘るな よみ人知らず」(巻第十二 恋四)

用例九 一〇三三「忍びて住み侍ける人のもとより、「かゝる気色、人に見すな」と言へりければ 竜田河立ちなば君が名を惜し

八代集の禁止表現（「…な」）

田中司郎

はじめに

日本古典文学の禁止表現（「終止形・な（終助詞）」・「な（副詞）」・連用形・そ（終助詞）」を把握する過程で八代集の禁止表現の用例の収集と検討を試みてきた。

今回は『古今和歌集』『後撰和歌集』『拾遺和歌集』『後拾遺和歌集』『金葉和歌集』『詞花和歌集』『千載和歌集』『新古今和歌集』の禁止表現（「…な」）を集約して、歌、詞書の中に述べてある禁止表現の状況、作者の呼びかけている対象、部立て等を確かめながらさらに和歌の読みを深めたい。歌番号は『新編国歌大観』に従う。

「終止形・な（終助詞）」

『古今和歌集』

歌 一一例 詞書にはない。

用例一 一五一「題しらず いまさらに山へ帰るなほと、ぎすこゑのかぎりわが宿になけ よみ人しらず」（巻第三 夏歌）

用例二 二二六「題しらず 名にめでておれる許ぞをみなへし我おちにきと人にかたるな 僧正遍昭」（巻第四 秋歌上）

用例三 三八〇「陸奥国へまかりける人に、よみて、遣はしける白雲の八重にかさなる遠方にてもおもはむ人に心隔つな 貫之」

（巻第八 離別歌）

用例四 六四九「君が名もわが名も立てじ難波なる見つともいふなあひきともいはいはじ 読人しらず」（巻第十三 恋歌三）

用例五 六五二「恋しくはしたにおもへ紫の根摺の衣色に出づなゆめ よみ人しらず」（巻第十三 恋歌三）

用例六 六六二「題しらず 冬の池に住む鳩鳥のつれもなくそこにかよふと人にしらすな 躬恒」（巻第十三 恋歌三）

用例七 七〇三「夏引きの手びきの糸をくりかへし事しげくとも絶えむとおもふな この歌は、返しによみて奉りけるとなむ よみ人しらず」（巻第十四 恋歌四）

用例八 七一九「題しらず 忘なむわれをうらむな郭公人の秋には逢はむともせず よみ人しらず」（巻第十四 恋歌四）

用例九 九一七「あひ知れりける人の、住吉にまうでけるに、よみて遣はしける 住吉と海人は告ぐともながるすな人忘草おふといふなり 壬生忠岑」（巻第十七 雑歌上）

用例一〇 一〇九四「相模歌 こよろぎの磯たちならし磯菜つむめざし濡らすな沖にをれ浪」（巻第二十 東歌）

墨滅歌 一一〇八「恋しくは下にを思へ紫の下 犬上のとこの山なるなとり河いさと答へよわが名もらすな この歌、ある人、天帝の、近江采女に給へると」（巻第十三 墨滅歌）

（巻第十三 墨滅歌）